

【別紙1：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第28条
第1項第2号に掲げる書類】

事業 年度	自	令和5年4月1日	法人コード	A005529
	至	令和6年3月31日	法人名	公益財団法人愛知県市町村 振興協会

運営組織及び事業活動の状況の概要等について

1. 法人の基本情報について

法人の名称	公益財団法人愛知県市町村振興協会		
設立登記日(注)	平成24年4月1日		
法人の目的	愛知県内の市町村(名古屋市を除く。)の健全な発展を図るために、市町村振興宝くじの収益金等を活用し、市町村の財政支援のための貸付事業等、市町村を支援する事業を行い、もって住民福祉の増進に資することを目的とする。		
主たる事務所の所在場所	都道府県	市区町村番地等	
	愛知県	名古屋市中区三の丸2丁目3番2号	
社員の資格の得喪の条件 (公益社団法人のみ)			
社員の数(公益社団法人のみ)		人	

注 旧民法に基づき設立された法人にあつては、新制度への移行登記をした日付になります。

2. 事業活動等について

(1) 収支相償

収益事業等から生じた 利益の繰入割合	50%		
第2段階の合計	収入の額		費用の額
	2,172,975,540 円		2,112,300,954 円
収入>費用の場合の対応	剰余金60,674,586円は、令和2年度(50,264,821円)及び令和3年度(42,791,876円)に発生した剰余金であり、令和5年度の「収入—費用」は△19,669,978円である。 令和2年度及び令和3年度の剰余金の発生は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、事業を中止したことによるものであり、当協会では、新型コロナウイルス感染症感染拡大前の令和元年度までは、剰余金が発生したことは一度もなく、また、令和4年度以降もマイナスとなっており、剰余金は令和7年度には解消できる見込である。 《単年度の収支差額(見込)》 令和2年度: +50,264,821円(決算額) 令和3年度: +42,791,876円(決算額) 令和4年度: △12,712,133円(決算額) 令和5年度: △19,669,978円(決算額) 令和6年度: △47,549,000円(予算額) 令和7年度: △44,000,000円(見込額)		

(2) 公益目的事業比率

公益目的事業比率 (①欄の額÷①欄～③欄の合計額)		92.3 %
①	公益実施費用額	2,112,300,954 円
②	収益等実施費用額	0 円
③	管理運営費用額	174,977,366 円

(3) 寄附を受けた財産の額

寄附を受けた財産の額	0 円	うち個人から	円
		うち法人から	円

(4) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	9,115,552 円
-------------	-------------

(5) 資産、負債及び正味財産の額

資産額	43,764,124,603 円	負債額	1,537,353 円
		正味財産額	43,762,587,250 円

(6) 遊休財産額

遊休財産額の保有上限額	2,112,300,954 円
遊休財産額	1,989,921,736 円

(7) 当事業年度の末日における公益目的取得財産残額

公益目的取得財産残額(①欄+②欄の合計額)		40,307,546,821 円
①	公益目的増減差額	40,307,546,821 円
②	公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	0 円

(8) 理事、監事及び評議員の報酬等の額

理事等の報酬等の総額	500,000 円
(うち、退職手当の額)	円

(9) 事業の運営に関する行政庁からの勧告又は命令の有無

当事業年度の勧告又は命令の有無(注)	無
--------------------	---

注 当事業年度以前に受けた勧告又は命令であって、行政庁に改善の報告をしていないものを含みます。